岩手県立山田病院移転新築事業に関する事業認定理由

平成１６年３月２６日に岩手県より申請のあった岩手県立山田病院移転新築事業（以下「本件事業」という。）に関する事業認定の理由は、以下のとおりである。

１　土地収用法第２０条第１号の要件への適合性について

本件事業は、土地収用法第３条第２４号に掲げる「地方公共団体が設置する病院」に関する事業に該当する。

このため、本件事業は、土地収用法第２０条第１号の要件を充足すると判断される。

２　土地収用法第２０条第２号の要件への適合性について

本件事業は、医療法（昭和２３年法律第２０５号）第３１条に定める公的医療機関である岩手県立山田病院（以下「県立山田病院」という。）について、県立病院等事業の設置等に関する条例（昭和２５年岩手県条例第５１号）第２条第２項の規定により、県立病院と定められている県立山田病院について移転新築を行う事業である。本件事業の起業者である岩手県は、同条例第４条第２項において、「県立病院等事業の管理者は、医療局長という。」と定められていることから、岩手県は本件事業を施行する権能を有すると認められる。

以上により、本件事業は、土地収用法第２０条第２号の要件を充足すると判断される。

３　土地収用法第２０条第３号の要件への適合性について

（１）申請事業の施行により得られる公共の利益について

岩手県の県立病院は、県立病院等事業の設置等に関する条例によれば、「医療施設の整備と効率的運営により県民の医療を確保し、更に医療及び公衆衛生の向上並びに社会保険の発達に資し、もって公共の福祉を増進する」等を担うこととされ、また、人口の高齢化に伴う疾病の多様化や成人病の増加による慢性期疾患の増大、さらには、生活水準の向上や情報化の進展による地域住民の健康に対する関心の高まりとともに、医療需要も多様化し、これらに対応した医療供給体制の構築と医療内容の充実が急務となっている。

本件事業は、宮古広域保健医療圏内の山田町地域における、一般医療及び特殊・専門医療を担う地域総合病院として、地域医療の確保・充実を図るとともに、高齢化社会に対応した施設整備を行うものである。

本件事業の施行により、圏域の中核的な病院を中心とした他の医療機関との連携のもとに、町内唯一の県立病院として一般医療機能の充実、高齢化社会に対応したリハビリテーション機能の充実と、圏域地域の保健・福祉行政との有機的な連携のもとに、地域の保健予防活動や在宅医療等の福祉への支援体制の充実を図ることができる。本件事業により、地域医療の確保と医療水準の向上が図られ、地域医療への貢献がなされるものであり、公益に資するところが大きい。

以上のとおり、本件事業の施行により、得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

（２）申請事業の施行により失われる利益について

本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第８１号）及び岩手県環境影響評価条例（平成１０年条例第４２号）により、環境影響評価が義務付けられた事業には該当していない。

また、起業者は、岩手県自然環境保全指針において、岩手県内を保全区分ＡからＥランクまでの５段階に分類しており、その分類によると、本件事業地周辺はＤランク（比較的人為性が強いと判断される地域）に位置づけられている。さらに、本件事業地周辺は柳沢北浜地区土地区画整理事業が平成１１年度から施行されており、現状は宅地化されていること等から、動植物への影響は小さいと判断できる。

起業者は、周辺環境への影響を最小限に抑えるため、施工にあたっては、低騒音型、排出ガス対策型の建設機械を用いるなど環境保全に努めるとともに、できるだけ多く緑地を確保する（敷地面積の１５．９％）ことや、太陽光発電システムの導入を予定していることなど、環境に配慮した計画となっている。

さらに、埋蔵文化財包蔵地の存否について、起業者が岩手県教育委員会に確認を依頼したところ、同委員会から本件事業地内には埋蔵文化財包蔵地が存しないとの回答を得ている。

以上を勘案すれば、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

（３）代替案の検討について

県立山田病院は、宮古保健医療圏内の山田町地域における、一般医療及び特殊・専門医療を担う地域総合病院として位置づけられており、山田町唯一の県立病院としての役割を発揮させるための方策を比較検討すると、先ず現在の敷地を拡張する案が考えられるが、現在の敷地の周辺には住宅、店舗等が密集しており、病院新築に必要な用地を確保するためには、これら多数の住宅等の移転を要するなど社会的影響が大きく、新たな土地に移転・新築することが必要である。

移転地の位置については、山田町地内に本件事業に必要な敷地の面積（約１０，０００㎡）を確保できる移転先候補地が３箇所存在するが、

① 事業に必要な面積が確保できること。
② 交通条件等患者の病院利用が容易な場所であること。
③ 敷地造成が容易であること。
④ 津波による水害等の災害の恐れがない場所であること。
⑤ 日照、通風が良く、騒音がないなど、病院としての環境に優れていること。

等の基準により候補地の優劣を比較検討した結果、本件事業地の起業地は、病院運営に必要な環境の確保、交通の利便性等から最も適切であると認められる。

（４）比較衡量

（１）で述べた得られる公共の利益と（２）で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が、失われる利益に優越すると認められ

るとともに、（３）で述べたように、本件事業の手法は、他の代替案と比較して最も合理的な手法であると認められる。

以上のことから、本件事業は、土地収用法第２０条第３号の要件を充足すると判断される。

４　土地収用法第２０条第４号の要件への適合性について

（１）申請事業を早期に施行する必要性

近年患者の疾病構造の多様化、高齢化等に伴う重症患者数の増加、山田町内唯一の県立病院として地域住民の高度医療の確保等が求められており、県立病院施設整備計画等により県立山田病院に求められている役割を、できるだけ早期に実現する必要性は高いものと認められる。

（２）起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、県立病院施設整備計画等により県立山田病院に求められている役割を実現するために必要な病院本館、駐車場等の設置に必要な範囲であるものと認められる。

また、収用の範囲は、本件事業により恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

（３）収用する公益上の必要性

以上にかんがみれば、本件事業は土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第２０条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

１から４までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第２０条各号の要件を充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第２０条の規定に基づき、事業の認定をするものである。